

農林水産業の成長産業化に向けて

農山漁村・土地改良は未来への礎



2/16 衆議院予算委員会第6分科会で土地改良予算の確保について答弁

令和4年度予算、土地改良法一部改正法案が成立
一部改正法案が3月30日に可決成立しました。

ウイズコロナ下で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく改革を着実に実行し、農林水産業の成長産業化等を図るための総額2兆2777億円の農林水産関係予算が成立しました。私も農林水産大臣政務官として予算の早期成立に向け、衆議院予算委員会で農林水産大臣政務官として答弁等を行って参りました。

また、頻発化・激甚化する災害に対応するため事業参加資格者の同意、費用負担を求めない防災事業の拡充、費用負担を求めない農地中間管理事業の拡充、小規模な基盤整備を支援するための土地改良事業団体連合会の業務内容の見直し、小規模な土地改良区の組織変更制度の創設等を内容とする「土地改良法一部改正法案」(※詳細は裏面参照)も可決成立しました。これから実際の運用となりますが、皆様方のご意見を聞きながら事業の円滑な推進に向け努力して参ります。

ご意見等ありましたら国会事務所まで連絡ください。

農林水産業、農山漁村の振興・発展に向けて 農林水産大臣政務官として様々な公務を行っています



3/9 世界かんがい施設遺産に認定された大分県宇佐市の皆様の表敬を受けました



1/19 日本地理的表示協議会設立総会で政務官として出席し挨拶



政務官として様々な農林水産関係団体の賀詞交歓会で挨拶させて頂きました



2/8 熊本県産アサリの偽装問題に関し熊本県知事から要請を受けました



水田活用の直接支払交付金の見直しについて、各地に伺い農業関係団体の皆様と意見交換を行いました



3/10 国連食糧農業機関 (FAO) アジア太平洋地域会議でWEBで挨拶を行いました



衆議院農林水産委員会、予算委員会分科会で政務官として答弁しました



2/24 デジタル田園都市国家構想実現会議にWEBで参加しました

国会よもやま話

国会議事堂は石の博物館
全国各地の石材が数多く使用されています。外壁は山口県産の徳山石、広島県産の尾立石等が使用されています。また、内装の柱や壁には30種類以上の大理石や蛇紋岩、珊瑚石灰岩等が使用されています。特に精緻なのが中央広間と御休所前広間の床面のモザイクです。160万個(中央広間100万個、御休所前60万個)を組み合わせて唐草模様が描かれています。

御休所暖炉の静岡県産紅葉石、皇族室暖炉の北九州産金華、中央階段の徳島県産時鳥、茨城県産茨城白と紹介すれば足りませんが、各所に全国各地の石材が使用されています。化石も見ることが出来ます。国会見学に来られた際は注意して探してみてください。

宮崎雅夫の東奔西走 全国各地に伺い皆さんと意見交換



全国各地で開催された新年互礼会で関係団体の皆様に挨拶



静岡県下で土地改良区の皆様と意見交換



愛媛県下で土地改良区の皆様と意見交換



岐阜県下で森林組合の皆様と意見交換



岡山県下で土地改良関係者と意見交換



兵庫ため池保全県民運動で挨拶



滋賀県下のアグリステーションを視察

新たな水産基本計画、漁港漁場整備長期計画が決定
3月25日、新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画が閣議決定されました。

水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、新たな水産基本計画では、一、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、二、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、三、地域を支える漁村の活性化の推進、の3本の柱を中心に施策を展開することとしています。

また、新たな漁港漁場整備長期計画では、一、産地の生産力強

化と輸出促進による水産業の成長産業化、二、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、三、「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上を柱に漁港、漁場、漁村の総合的な整備を推進することとしています。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少等厳しいものがありますが、水産日本の復活に向け努力して参ります。



農水省 漁業取締本部会合に出席

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法一部改正法案が成立
台風の襲来や、近年の短時間強雨の発生頻度等が増加していることから、特殊土壌(シラス等)に覆われているため農業生産力が低い地帯における適切な災害防除と農地改良対策を実施するため、特土法の有効期限を5年延長し令和9年3月31日までとする法案が3月30日に成立しました。

参議院議員(全国比例) 宮崎まさお LINE公式アカウント

友だち追加をお願いします

宮崎雅夫通信・メルマガ等の申込みは、HP又は国会事務所まで

参議院議員 宮崎雅夫 国会事務所
〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 610 号室
電話: 03-6550-0610 Fax: 03-6551-0610
Mail: masao_miyazaki01@sangiin.go.jp

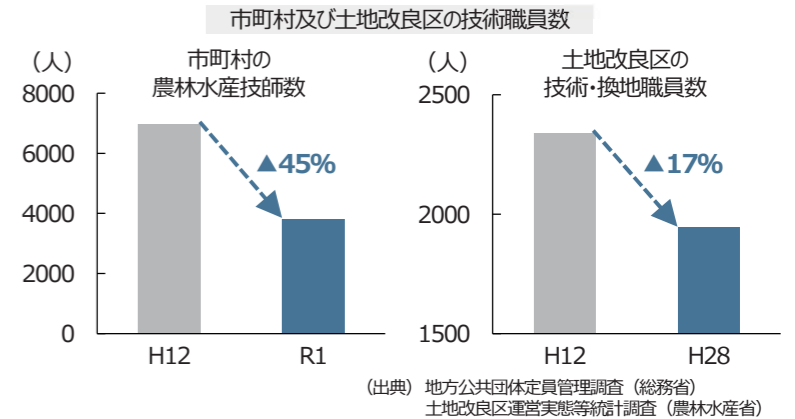
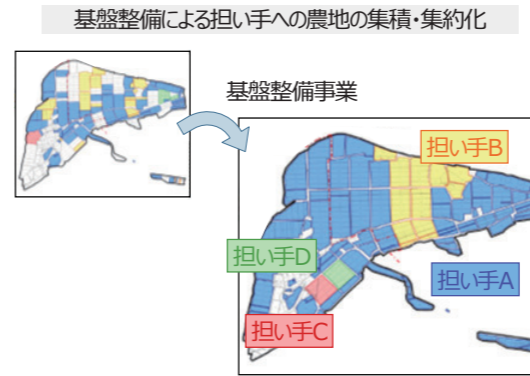
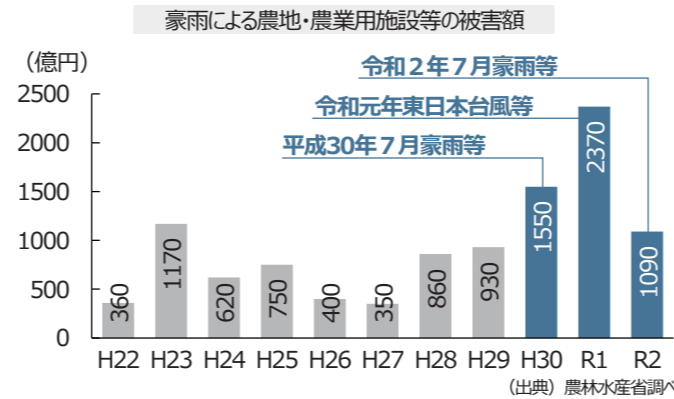
宮崎雅夫 検索Q ●ホームページ: <https://miyazaki-noson.jp/>
●Facebook: <https://www.facebook.com/miyazakinoson/>
●LINE: <http://nav.cx/nSLukr>

土地改良法の一部を改正する法律のポイント



- 自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、担い手への農用地の集積・集約化を加速させるため、ため池等の農業水利施設の豪雨対策に係る手続の迅速化、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる。

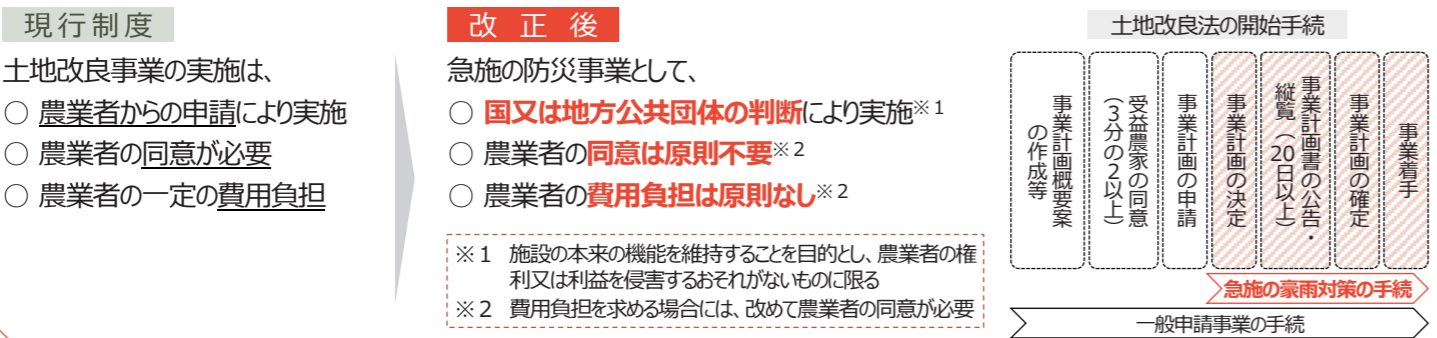
- 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、国又は地方公共団体の判断により、豪雨対策を迅速に実施する必要。
- 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、担い手が借り受けやすい生産条件の農地整備が必要。
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員の減少を踏まえ、土地改良事業団体連合会による支援体制の強化が必要。
- 小規模な土地改良区が、施設の適正な管理を維持しつつ、地域の実情に応じた持続的な管理体制へ円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要。



(1) 急施の防災事業の拡充

[第87条の4及び第96条の4関係]

国又は地方公共団体は、脆弱性評価の結果、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を迅速に行う必要があると判断した場合には、現行の地震対策と同様に、農業者からの申請、同意及び費用負担を求めずに豪雨対策を実施できることとする。



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

[第87条の3及び第88条関係]

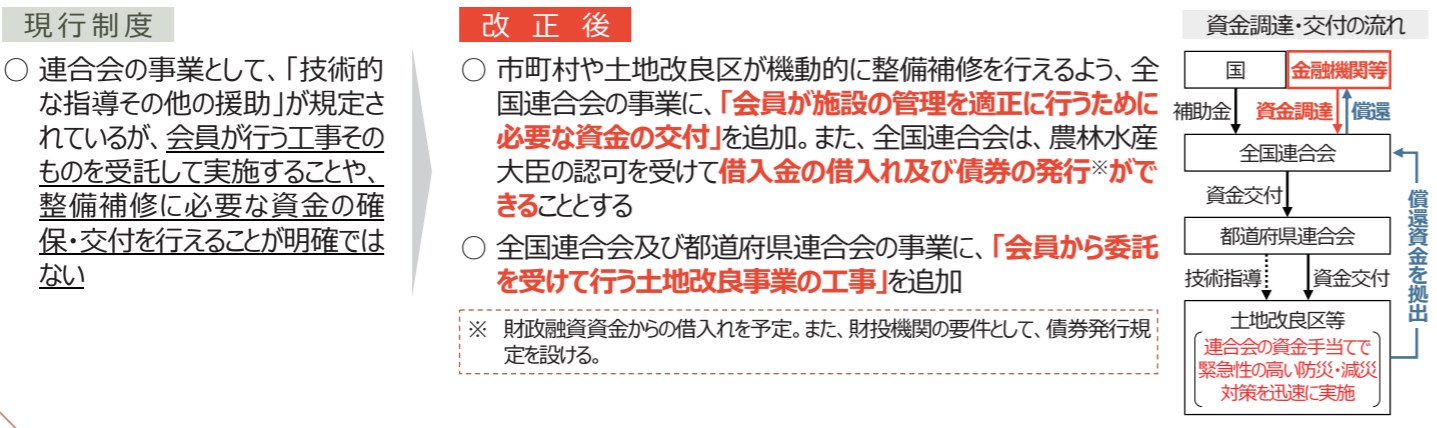
農地中間管理機構が貸借権等を取得した一定のまとまりのある農用地を対象に、都道府県が、農業者の費用負担を求めずに区画整理及び農用地造成を行う現行の事業を拡充し、農業用排水施設、農業用道路等の整備を実施できることとする。



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

① 第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係
② 第111条の9関係

- 土地改良事業団体連合会(全国連合会及び都道府県連合会)が行うことができる事業に、次の事業を追加する。
- ① 全国連合会について、**会員(都道府県連合会の会員を含む)が行う土地改良施設の適正な管理に必要な資金の交付**
 - ② 全国連合会又は都道府県連合会について、**会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事**



(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

[第76条から第76条の16まで関係]

解散を予定している土地改良区が、適正な施設の維持管理等の条件のもと、**一般社団法人又は認可地縁団体**に組織変更ができる仕組みを創設する。

※ 地方自治法に規定される地縁に基づいて形成された団体(自治会等)で、市の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能

